

新	旧
I 目的 ＜略＞	I 目的 ＜略＞
II 対象工事 ＜略＞	II 対象工事 ＜略＞
III 対象となる内容 ＜略＞	III 対象となる内容 ＜略＞
IV 適用の範囲 ＜略＞	IV 適用の範囲 ＜略＞
V 積算の方法 1. 基本的な考え方 (1) 現場環境改善費の積算は「建設工事積算基準 第Ⅰ編（総則）第9章（土木請負工事における現場環境改善費の積算）」による。 (2) 現場環境改善等に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとし、標準的な実施内容の特記仕様書に明示すること。ただし、熱中症対策・避寒対策に関する費用は当初設計には含めず、変更設計により計上する。 (3) 計上する費用は、熱中症対策・避寒対策に関する費用を除き、現場環境改善費率計上による金額を基本とし、率計上されるものは、原則として計上費目（仮設設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ（ 削除 ）の合計 4 つの内容を実施することを基本とした費用を見込むものである。また、 4 つの内容の選択にあたっては地域の状況・工事内容により、組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 (4) 熱中症対策・避寒対策に関する費用については、率分で計上される額の 100 %を上限に、変更設計により計上を行うものとする。その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に積上げ計上すること。なお、現場環境改善費の熱中症対策は現場の施設や設備に対するものであり、現場管理費の補正にて計上される作業員個人の熱中症対策の費用と重複がないこと、および対策の妥当性を確認すること。 (5) 特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でない判断されるものは、実施内容の特記仕様書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に積上げ計上すること。 (6) 全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代及び燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。	V 積算の方法 1. 基本的な考え方 (1) 現場環境改善費の積算は「建設工事積算基準 第Ⅰ編（総則）第9章（土木請負工事における現場環境改善費の積算）」による。 (2) 現場環境改善等に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとし、標準的な実施内容の特記仕様書に明示すること。ただし、熱中症対策・避寒対策に関する費用は当初設計には含めず、変更設計により計上する。 (3) 計上する費用は、熱中症対策・避寒対策に関する費用を除き、現場環境改善費率計上による金額を基本とし、率計上されるものは、原則として計上費目（仮設設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ（ いずれか1費目のみ2内容 ）の合計 5 つの内容を実施することを基本とした費用を見込むものである。また、 5 つの内容の選択にあたっては地域の状況・工事内容により、組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 (4) 熱中症対策・避寒対策に関する費用については、率分で計上される額の 50 %を上限に、変更設計により計上を行うものとする。その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に積上げ計上すること。なお、現場環境改善費の熱中症対策は現場の施設や設備に対するものであり、現場管理費の補正にて計上される作業員個人の熱中症対策の費用と重複がないこと、および対策の妥当性を確認すること。 (5) 特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でない判断されるものは、実施内容の特記仕様書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に積上げ計上すること。 (6) 全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代及び燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。
2. 率計上として実施する内容が 4 つ未満の場合 受注者の申し出により次のとおりとする。 (1) 小規模工事により、 4 つ実施するには率計上による現場環境改善費では不足する場合は可能な範囲で実施し、設計変更は行わない。 (2) 現場の環境や地域の状況を考慮し、 4 つ実施する必要がない場合は、率計上分を減じ、「物価資料」や「見積もり」などを参考に適切に積上げ計上すること。なお、その費用は、現場環境改善費率から計算される額を上限とする。	2. 率計上として実施する内容が 5 つ未満の場合 受注者の申し出により次のとおりとする。 (1) 小規模工事により、 5 つ実施するには率計上による現場環境改善費では不足する場合は可能な範囲で実施し、設計変更は行わない。 (2) 現場の環境や地域の状況を考慮し、 5 つ実施する必要がない場合は、率計上分を減じ、「物価資料」や「見積もり」などを参考に適切に積上げ計上すること。なお、その費用は、現場環境改善費率から計算される額を上限とする。
3. 積上げ計上する場合の留意事項 (1) リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。 (2) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。 (3) 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。	3. 積上げ計上する場合の留意事項 (1) リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。 (2) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。 (3) 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

新旧対照表 土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

新	旧
Ⅵ 現場環境改善等計画書の提出について <略>	Ⅵ 現場環境改善等計画書の提出について <略>
Ⅶ 工事成績評定の取り扱いについて <略>	Ⅶ 工事成績評定の取り扱いについて <略>
Ⅷ 現場環境改善費の実施事例 取り組み内容の選定にあたっては、本事例にとらわれることなく、工事規模や地域の状況に応じた内容を選定すること。	Ⅷ 現場環境改善費の実施事例 取り組み内容の選定にあたっては、本事例にとらわれることなく、工事規模や地域の状況に応じた内容を選定すること。
【率計上分】 【現場環境改善（仮設関係）】 ・周囲の視認性向上のため、センサー式のライトを設置した。 ・現場事務所付近に緑化プランターを設置した。 ・斜路通行用にステップ階段を設置した。 【現場環境改善（営繕関係）】 ・現場事務所に冷蔵庫、製氷機及び自販機を設置した。 ・作業員の作業環境改善のため、木製テーブルや椅子を用いた屋外休憩所を設置した。 ・現場事務所の休憩所に温水シャワー設備や水洗トイレを設置した。 【現場環境改善（安全関係）】 ・写真や地元キャラクターのデザインを用いた工事用看板を設置した。 ・新規入場者の顔写真入りの標示板を設置した。 ・工事現場付近が携帯電話の圏外地域のため、通信手段として衛星電話を確保した。 ・現場事務所にクマスプレーを配置した。 【地域連携】 ・化粧パネルやデザインを入れた仮囲いやガードフェンスを現場に設置した。 ・小学校付近の通学路において、バリケードや現場事務所等への照明にイルミネーションを施した。 ・事業計画概要や計画図を作成し、事業の必要性や竣工後の様子を広報し住民理解度の向上に努めた。 ・作業場所周辺の環境整備として、横断歩道や歩道の清掃活動を行った。 ・現場事務所付近に手作りの柵や壁掛け用の鉢を設け、周辺住民や作業員が親しみやすいようにした。 ・人工芝やカラーフェンスを使用して仮歩道を設置した。	【率計上分】 【現場環境改善（仮設関係）】 ・小学校付近の通学路において、バリケードや現場事務所等への照明にイルミネーションを施した。 ・現場事務所付近に手作りの柵や壁掛け用の鉢を設け、周辺住民や作業員が親しみやすいようにした。 ・化粧パネルやデザインを入れた仮囲いやガードフェンスを現場に設置した。 ・人工芝やカラーフェンスを使用して仮歩道を設置した。 【現場環境改善（営繕関係）】 ・現場事務所に冷蔵庫、製氷機及び自販機を設置した。 ・作業員の作業環境改善のため、木製テーブルや椅子を用いた屋外休憩所を設置した。 ・現場事務所の休憩所に温水シャワー設備や水洗トイレを設置した。 【現場環境改善（安全関係）】 ・写真や地元キャラクターのデザインを用いた工事用看板を設置した。 ・新規入場者の顔写真入りの標示板を設置した。 ・工事現場付近が携帯電話の圏外地域のため、通信手段として衛星電話を確保した。 【地域連携】 ・事業計画概要や計画図を作成し、事業の必要性や竣工後の様子を広報し住民理解度の向上に努めた。 ・作業場所周辺の環境整備として、横断歩道や歩道の清掃活動を行った。
【積上げ計上分】	【積上げ計上分】
【現場環境改善（安全関係）】 ・熱中症対策として、日除けテントやミストファンを設置した。 ・避寒対策として、使い捨てカイロの常備・配布を行った。	【現場環境改善（安全関係）】 ・熱中症対策として、日除けテントやミストファンを設置した。 ・避寒対策として、使い捨てカイロの常備・配布を行った。

新旧対照表 土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

新	旧
IX その他 ＜略＞	IX その他 ＜略＞
【特記仕様書記載例】 工事現場の現場環境改善等 1. 工事現場の現場環境改善等は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。 2. 現場環境改善等（率計上分）の内容については、別表第1を参考に、原則として計上費目ごとに1内容ずつ（削除）の合計4つの内容とする。 3. 現場環境改善等（積上げ計上分）の内容については、別表第2のとおりとする。 なお、対策に必要な施設・設備等の種類や規模及び設置期間については、工事打合せ簿により発注者と協議を行い決定するものとする。 4. 現場環境改善等については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。 5. 工事完了時には、現場環境改善等の実施写真を提出するものとする。 6. 本特記仕様書によるものは、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象とはならない。	【特記仕様書記載例】 工事現場の現場環境改善等 1. 工事現場の現場環境改善等は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。 2. 現場環境改善等（率計上分）の内容については、別表第1を参考に、原則として計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目2内容）の合計5つの内容とする。 3. 現場環境改善等（積上げ計上分）の内容については、別表第2のとおりとする。 なお、対策に必要な施設・設備等の種類や規模及び設置期間については、工事打合せ簿により発注者と協議を行い決定するものとする。 4. 現場環境改善等については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。 5. 工事完了時には、現場環境改善等の実施写真を提出するものとする。 6. 本特記仕様書によるものは、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象とはならない。

新旧対照表 土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

新

旧

【別表第1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設関係）	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT 設備の充実 4. 作業負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等 5. 現場事務所等への木材利用（森林整備課所管工事のみ対象）※1
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 携帯電話の県外地域における非常時の通信手段確保（衛星通信等）※2 4. 健康関連施設の充実 5. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

※1 現場事務所等への木材利用の内容については、別紙【森林整備課所管工事】現場事務所への木材利用について）を参照。
※2 森林整備課所管の工事では、共通仮設費の安全費に計上ができるため、この内容を除く。

【別表第1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降階段の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 携帯電話の県外地域における非常時の通信手段確保（衛星通信等）※
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献

※森林整備課所管の工事では、共通仮設費の安全費に計上ができるため、この内容を除く。

【別表第2】

計上費目	実施する内容（積み上げ計上分）
現場環境改善 （安全関係）	1. 熱中症対策 （現場の施設や設備に関するものとし、作業員個人に対するものは対象外）※ 2. 避寒対策

※作業員個人に対する熱中症対策費用は、現場管理費の補正により計上する。

【別表第2】

計上費目	実施する内容（積み上げ計上分）
現場環境改善 （安全関係）	1. 熱中症対策 （現場の施設や設備に関するものとし、作業員個人に対するものは対象外）※ 2. 避寒対策

※作業員個人に対する熱中症対策費用は、現場管理費の補正により計上する。

Q1 熱中症対策を現場環境改善費で実施する場合、「熱中症対策に係る現場管理費補正」との使い分けは？	A1 使い分けは下記のとおりです。 【現場環境改善費での熱中症対策】 現場の施設や設備に対する熱中症対策費用(冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、ミストファン、日よけテントなど) 【熱中症対策に係る現場管理費補正】 従業員個人に対する熱中症対策費用(塩飴、経口保水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど)
Q2 トンネル内作業やダム内作業は屋外工事といえるのか	A2 トンネル・ダム工事にかかる新設及び補修工事等は、屋外工事と判断します。
Q3 当初は率計上していたが、受注者より、現場環境改善に取り組まない旨申し出があった場合は、どのような対応とするのか。	A3 現場環境改善費の率計上を減じ、設計変更を行ってください。減点等の罰則はありません。また、避暑(熱中症対策)・避寒対策のみ実施する場合は、率計上を減じ、積み上げにより計上します。
Q4 当初は、現場環境改善費の対象外工事として発注したが、受注者より実施希望があった場合、変更してよいか。	A4 実施の妥当性を確認したうえで、設計変更により対応してください。なお、対象外には屋内工事も含みます。また、避暑(熱中症対策)・避寒対策等のみ実施する場合は、率計上はせず、積み上げにより計上します。
Q5 要領「IV 適用の範囲」における”実施が困難なもの”、”効果が期待できないもの”の具体例は？	A5 現場事務所を設置しない工事や、屋外での作業期間が短期間の工事などと考えます。
Q6 現場環境改善費の実施内容の対象は、別表第1に記載されたもののみか。	A6 別表第1に記載のない内容であっても、受発注者間の協議において、妥当と判断されれば対象とできます。 国や他県の事例を参照されても構いません。 「現場環境改善費 事例」で検索をかけてみてください。
Q7 農村整備課・農地整備課所管事業や災害復旧事業など、本要領の対象から外れている事業については、計上できないのか。	A7 農村整備課・農地整備課所管事業、災害復旧事業については、【農業農村整備事業版】、【災害復旧事業版】が別途策定されていますのでそちらに従ってください。 水産課所管事業や港湾空港課所管事業については、【港湾・漁港漁場整備事業版】に従ってください。
Q8 労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から、事業者は職場での熱中症対策を義務付けられた。小規模工事においては、率計上50%100%の上限額では必要な対策を行うには不足し、受注者が対策を怠ったとして罰則が適用される可能性がある。必要な経費を計上できないか。	A8 小規模工事における熱中症対策について、率計上50%100%の額では必要な費用が不足する場合においては、「1. 基本的な考え方(5)」にある、「特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないと判断されるもの」に準じ、受発注者間で協議し、発注者が適正な対策であることを認めたうえで、必要額を積み上げ計上してください。

Q9 ”小規模工事”の定義はあるか。	A9 具体的な定義は設けていませんが、現場環境改善費率では、54つ実施するには必要な費用が不足する工事を想定しています。 なお、Q9で取り扱っている小規模工事は、率計上50100%の額では必要な熱中症対策を講じる費用が不足する工事を想定しています。現場の状況や条件によって異なりますので、工事ごとに慎重に判断してください。
Q10 積上げ計上項目について、施設・設備等の種類や規模、設置期間などを受発注者間で協議するタイミングは、施工計画書の提出前が適切か。	A10 特に定めはありません。施工計画書には実施予定の内容を簡潔に記載し、対策の実施前までに、工事打合せ簿により受発注者間で規模や期間等を協議・決定されれば問題ありません。また、率計上分として実施する内容についても同様に工事打合せ簿により受発注者間で実施内容を協議していただいても差し支えありません。
Q11 避暑(熱中症対策)・避寒対策について、率計上分として実施する54内容の1つとして取り扱って良いか。	A11 避暑(熱中症対策)・避寒対策は、率計上分として取り扱うことはできません。
Q12 積み上げ項目分の計上を行うために受注者が提出する資料はどのようなものか。	A12 ○リース品の場合:リースに係る費用を計上 【受注者の提出資料例】 以下が確認できる見積書(契約書)等 ・設置期間 ・設置費用 ○購入品(会社所有備品)の場合:購入費のうち、設置期間分の減価償却費を計上 【受注者の提出資料例】 以下が確認できる資料 ・購入時期およびその購入価格(販売価格) ・設置期間
Q13 購入品の積み上げ計上する場合の減価償却費の算出方法は？	A13 減価償却費用の算出方法は定額法と定率法とありますが、基本的に定額法で算出します。 ● 定額法の算出方法 $\text{減価償却費} = (\text{取得価額}) \times (\text{工事使用期間(月)} \div \text{耐用年数(月)})$ 耐用年数については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」などを参考としてください。なお、購入時期が古く、耐用年数を超過しているものは計上できません。